



2020年12月29日

各位

会社名 ソフトブレーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 豊田 浩文
(コード番号 4779 東証第一部)
問合せ先 取締役 管理本部長 木下 鉄平
TEL (03) 6880-9500 (代表)

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2020年11月27日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2020年11月27日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2020年12月29日から2021年1月18日までの間、整理銘柄に指定された後、2021年1月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、2020年11月27日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式4,900,805株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

29,404,825株

④ 効力発生前における発行済株式総数

29,404,831株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2020年10月30日付で公表した「2020年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2020年9月30日現在の発行済株式総数(30,955,000株)から、当社が2021年1月20日付で消却を行う予定の自己株式の数(1,550,169株)を控除した株式数です。なお、かかる自己株式の消却については、2020年11月27日付の当社プレスリリース「自己株式の消却に関するお知らせ」をご参照ください。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

6株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

24株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込ま

れる金銭の額

本株式併合により、シー・ファイブ・エイト・ホールディングス株式会社（以下、「公開買付者」といいます。）及び株式会社スカラ（以下「スカラ」といいます。）以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第235条第2項が準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である871円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は24株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社株式の単元株式数に関する規定を廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び定款第9条（単元未満株式についての権利）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

さらに、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、当社の株主は公開買付者及びスカラのみとなり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

本議案に係る定款の一部変更の内容等は、2020年11月27日付当社プレスリリースをご参照ください。

なお、本議案に係る定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2021年1月21日に効力が発生するものとします。

3. 株式併合の日程

① 臨時株主総会開催日	2020年12月29日（火）
② 整理銘柄指定日（予定）	2020年12月29日（火）
③ 当社株式の最終売買日（予定）	2021年1月18日（月）
④ 当社株式の上場廃止日（予定）	2021年1月19日（火）
⑤ 本株式併合の効力発生日（予定）	2021年1月21日（木）

以上